

**横浜市手数料条例の一部改正、特定非営利活動促進法施行条例の一部改正及び
横浜市住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報等の保護に
関する条例の一部改正について**

1 条例改正の趣旨

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」）の施行に伴い、27年10月から個人番号（マイナンバー）の付番及び個人番号を全市民にお知らせするための「通知カード」の送付、28年1月からは、希望者に対し、「個人番号カード」の交付が開始されます。

また、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（以下「整備法」）の施行により、住民基本台帳法（以下「住基法」）の一部が改正され、住民基本台帳カードの交付・再交付が終了するほか、国・地方公共団体等への本人確認情報の提供が、都道府県から地方公共団体情報システム機構が行うよう変更されるなどの改正が行われます。

これら番号法及び整備法の施行にあわせ、それぞれの法施行日に沿って、本市の関連する条例の関係規定の整備を図るものです。

【参考】

○番号法

	平成27年10月5日施行	平成28年1月1日施行
主な内容	①個人番号の指定・通知等 ②特定個人情報の取扱い等（特定個人情報の提供や収集などの制限）	①個人番号の利用（利用範囲、委託先の監督等） ②個人番号カードの交付

○整備法における住基法の一部改正

	平成27年10月5日施行	平成28年1月1日施行
主な内容	①本人確認情報（※）に個人番号を追加 ※氏名、性別、生年月日、住所、住民票コード等 ②地方公共団体情報システム機構が国・地方公共団体等へ本人確認情報を提供	①個人番号を含む本人確認情報の提供（国の機関等への本人確認情報の提供） ②住民基本台帳カードに関する規定の削除

2 横浜市手数料条例の一部改正

(1) 趣旨

整備法の施行による住基法の一部改正に伴い、横浜市手数料条例の一部を改正します。

(2) 改正の概要

通知カード及び個人番号カードの交付に係る費用に関し、初回交付分については、国庫補助の対象となることから無料となる一方、再交付に係る費用は、特別の場合を除き、国庫補助の対象にならない旨、国から示されております。

このことから、通知カード及び個人番号カードの再交付に係る費用について、手数料を徴収するため、再交付手数料の額を条例中に定めます。

また、住民基本台帳カードの交付・再交付が終了することから、その手数料の規定を条例から削除します。

(3) 施行日及び改正内容

施行日	改正案	現行
平成27年 10月 5 日	第2条 手数料は、次の各号に掲げる種類に応じ、当該各号に定める額とする。 <u>(16)</u> <u>通知カードの再交付手数料</u> <u>同</u> 500円	第2条 手数料は、次の各号に掲げる種類に応じ、当該各号に定める額とする。 <u>(16) 削除</u>
平成28年 1月 1 日	(14)の2 <u>削除</u> <u>(16)の2</u> <u>個人番号カードの再交付手数料</u> <u>同</u> 800円	(14)の2 <u>住民基本台帳カードの交付手数料</u> <u>又は再交付手数料</u> <u>同</u> 500円 <u>該当号なし (新設)</u>

3 特定非営利活動促進法施行条例の一部改正

(1) 趣旨

整備法の施行による住基法の一部改正に伴い、「特定非営利活動促進法施行条例」の関係規定を一部改正します。

(2) 改正の概要

特定非営利活動法人の設立の認証の申請、役員の変更（役員が新たに就任した場合に限る。）の届出及び合併の認証の申請をする際には、当該法人の役員の住民票の写しを申請書又は届出書に添付することとされていますが、市長が「都道府県知事又は指定情報処理機関」から当該役員に係る本人確認情報の提供を受けるときは、添付を要しないものとされています。このたび、整備法の施行による住基法の一部改正に伴い、「都道府県知事又は指定情報処理機関」による本人確認情報の提供に関する規定が削除され、同様の事務を「地方公共団体情報システム機構」が行うことが規定されたため、条例中の関係規定の整備を図ります。

(3) 施行日及び改正内容

施行日	改正案	現行
平成27年 10月 5 日	<p>(設立の認証申請)</p> <p>第2条 法第10条第1項の認証を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に同項を記載した申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(第1号から第3号まで略)</p> <p>2 法第10条第1項第2号ハに規定する条例で定める書面は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 当該役員が、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の適用を受ける者である場合にあっては、同法第12条第1項に規定する住民票の写し</p> <p>(2) 当該役員が前号に該当しない者である場合にあっては、当該役員の住所又は居所を証する権限のある官公署が発給する書面</p> <p>(第3項及び第4項略)</p> <p>5 第2項の規定にかかわらず、市長が住民基本台帳法<u>第30条の10第1項又は第30条の12第1項</u>の規定により<u>地方公共団体情報システム機構</u>から当該役員に係る<u>機構保存本人確認情報</u>（住民基本台帳法第30条の9に規定する機関保存本人確認情報（同法第7条第8号の2に規定する個人番号を除く。）をいう。）の提供を受けるときは、第1項の申請書には、第2項第1号に掲げる書面を添付することを要しないものとする。</p>	<p>(設立の認証申請)</p> <p>第2条 法第10条第1項の認証を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に同項を記載した申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(第1号から第3号まで略)</p> <p>2 法第10条第1項第2号ハに規定する条例で定める書面は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 当該役員が、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の適用を受ける者である場合にあっては、同法第12条第1項に規定する住民票の写し</p> <p>(2) 当該役員が前号に該当しない者である場合にあっては、当該役員の住所又は居所を証する権限のある官公署が発給する書面</p> <p>(第3項及び第4項略)</p> <p>5 第2項の規定にかかわらず、市長が住民基本台帳法<u>第30条の7第4項又は第6項</u>の規定により<u>都道府県知事</u>（同法第30条の10第1項の規定により指定情報処理機関に行わせることとした場合にあっては、指定情報処理機関）から当該役員に係る<u>本人確認情報</u>の提供を受けるときは、第1項の申請書には、第2項第1号に掲げる書面を添付することを要しないものとする。</p>

※役員の変更届及び合併の認証申請の際に、添付が必要となる当該法人の役員の本人確認情報に関する書類については、設立の認証申請に関する規定（第2条）を準用しています。

4 横浜市住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報等の保護に関する条例の一部改正

(1) 趣旨

整備法の施行による住基法の一部改正に伴い、「横浜市住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報等の保護に関する条例」の関係規定を一部改正します。

(2) 改正の概要

整備法の施行による住基法の一部改正に伴い、条例中に定める住民基本台帳ネットワークシステムの定義に関する住基法の根拠条文が変更となることから、条例中の関係規定の整備を図ります。

(3) 施行日及び改正内容

施行日	改正案	現行
平成27年 10月5日	第2条 (第1項省略) 2 この条例において「本人確認情報等」とは、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)第30条の6第1項に規定する本人確認情報その他法令(法及びこれに基づく命令(告示を含む。)をいう。以下同じ。)の規定に基づき住民基本台帳ネットワークシステムの電気通信回線を通じて送受信される情報をいう。	第2条 (第1項省略) 2 この条例において「本人確認情報等」とは、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)第30条の5第1項に規定する本人確認情報その他法令(法及びこれに基づく命令(告示を含む。)をいう。以下同じ。)の規定に基づき住民基本台帳ネットワークシステムの電気通信回線を通じて送受信される情報をいう。